

グリーン・エネルギーの利用拡大に向けて

(グリーン・エネルギー利用拡大小委員会 報告書(案))

1. はじめに

中長期的な将来にわたり大幅な CO₂ 削減を実現していくためには、省エネルギーによる社会のエネルギー効率向上だけでは限界があり、今後、更なる省エネルギーの努力に加え、エネルギーの供給構造の抜本的な変革が求められており、再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大は、その有効な手段の一つである。

再生可能エネルギーは、環境へ与える負荷が小さく、資源制約の少ない国産エネルギーであり、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応及び新規産業・雇用創出の観点から意義を有している。我が国は、その中でも経済性の観点から普及が十分でないものを「新エネルギー」と規定し、従来から官民を挙げて、その開発と導入の促進に取り組んできた。その結果、我が国における新エネルギーの導入実績(平成 17 年度)は、発電分野で約 331 万 kl(原油換算; 一次エネルギー総供給比約 0.6%)、熱利用分野で約 829 万 kl(同約 1.4%)、一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合は約 5.1%(水力発電を含む。)となっており、これは、各国データによれば、ドイツ 4.7%、英国 1.7%、フランス 6.9%と比較しても国際的にも遜色ないものとなっている。

一方、欧州委員会は、本年 1 月に「エネルギー・気候変動パッケージ」を各国に提案し、2020 年における EU 各国別の最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー利用率の義務目標値を設定(ドイツ: 18%、英国: 15%、フランス: 23%等)した。また、ドイツは 2007 年 12 月に包括エネルギー政策が内閣で承認され、引き続き再生可能エネルギーの導入を推進していく方針である。また、英国でも 2007-2008 年エネルギー法案により再生可能エネルギーの利用拡大を発表するなど、諸外国は再生可能エネルギーの導入拡大に向け、意欲的な目標を掲げている¹。本年 7 月の洞爺湖サミットやその後の地球温暖化対策に関する国際的な枠組み協議等において、我が国が、引き続き地球温暖化分野での国際的な発言力を維持していくためにも、新エネルギーの導入を抜本的に拡大していく必要がある。

このような国内外の状況を踏まえ、本年 2 月 1 日に経済産業大臣から新エネルギー対策の抜本強化策を取りまとめるよう指示がなされ、総合資源エネルギー調査会・新エネルギー部会において議論が開始された。同部会の下に、新エネルギー等再生可能エネルギーの導入拡大を図る観点から、民間の自主的な取組であるグリーン電力証書制度をはじめグリーン・エネルギーの利用拡大策を集中的に審議するため、グリーン・エネルギ

¹ 2005 年における最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー利用率は、ドイツ 5.8%、英国 1.3%、フランス 10.3%(出所: 欧州委員会資料(2008 年))。

ー利用拡大小委員会が設置され、本年 2 月以降、計 回にわたり有識者による審議、検討が行われた。本報告書は、同小委員会における審議、検討の結果をとりまとめたものである。

2. グリーン・エネルギーをめぐる現状と課題

(1) グリーン電力証書制度の概要

グリーン電力証書制度は、風力・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーを変換して得られるグリーン電力の導入を促進することを目的に、電力需要家、消費者等が直接的に再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する仕組みとして、平成 13 年度から民間事業者等の自主的な取組として開始された。この制度は、グリーン電力を、電気そのものの価値と電気を生成する際のCO₂排出がないことやエネルギーの多様化に資することなどの再生可能エネルギーに由来することに基づく価値とに切り離し、後者を希望する電気の需要家が一定のプレミアムを支払うことによって証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できるという制度である。再生可能エネルギーの導入支援や電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成 14 年法律第 62 号。以下「RPS 法」という。)に基づく規制に加え、グリーン電力証書制度は、官民間問わず需要家によるグリーン電力の導入のための様々な自主的取組を促進し、新エネルギー発電事業のファイナンスの手段として、重要な再生可能エネルギーの普及促進策である。

(2) グリーン電力をめぐる現状

グリーン電力基金に関する動向

消費者等が直接再生可能エネルギーの普及拡大に係るコストを自主的に負担する仕組みとして、グリーン電力証書制度以外にも、電力会社を中心となって平成 12 年に創設したグリーン電力基金制度が存在する。グリーン電力基金制度とは、再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、消費者等が毎月一定額の寄付を行い、電力会社も自主的に同額を寄付し、各地域の産業活性化センター等が集まった寄付金を基に太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の設置等へ助成するものである(なお、助成先は、外部の有識者から構成される委員会の審議を踏まえて決定している)。

グリーン電力基金については、平成 20 年 1 月末現在で約 3 万 4 千件の加入があり、毎年約 4 億円を再生可能エネルギー発電設備の設置等に助成しているところであるが、消費者の認知度が十分でない等の理由から平成 15 年度末の 4 万 3 千件から加入者数が近年減少してきている。

グリーン電力証書制度の拡大

グリーン電力証書制度は、平成 13 年に民間事業者等を中心として創設された制度で

ある。平成13年度末におけるグリーン電力証書の購入企業数は28社²程度であったが、民間事業者等の環境意識の高まり等により、平成19年12月には137社³となっている。また、グリーン電力認証機構による認証電力量は、平成13年度には約116万kWh/年であったが、平成18年度には前年度比の約2.3倍の約1.1億kWh/年を超え、認定を受けた発電設備の容量も平成19年12月末時点で累計14.7万kWに達している。

しかしながら、グリーン電力認証機構による認証電力量は、RPS法に基づき認定された発電設備から発電された電力量に比べ約1.7%⁴にとどまっており、更なる普及拡大が期待されている。

国や地方自治体におけるグリーン電力証書の利用

民間事業者等のみならず、国や地方自治体においてもグリーン電力証書の利用が拡大している。平成19年より国が委託するイベント等においては、グリーン電力の活用に努めるとともに、国が後援するイベント等においても同様の取組が行われるよう促すこととしている⁵。

平成19年には、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）が制定された。環境配慮契約法に基づく国等の電気の供給契約の入札への参加資格を得られない事業者について、入札実施主体の判断によりグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点項目とすることができるとされている。

また、東京都では、グリーン購入の対象物品に電力を規定し、競争による電力の購入に当たり、グリーン電力証書を一定割合購入する電力のグリーン購入を行うなど、地方自治体におけるグリーン電力証書の活用が拡大してきている。

民間事業者等によるグリーン電力証書の利用形態の多様化

民間事業者等におけるグリーン電力証書の利用形態としては、事務所、イベント等で使用する電力について、グリーン電力証書によるグリーン電力相当量をCO₂排出削減量等に換算し、環境報告書、CSR報告書等への記載などに活用される事例がこれまで多く見られた。

近年の消費者の環境配慮製品への関心の高まりに伴い、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程や放送、インターネットサービスなどのサービスの提供過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を購入し、活用する事例も増加している。

さらに、最近では、「カーボン・オフセット旅行」など、サービスの提供に伴い排出

² 日本自然エネルギー（株）の契約企業数

³ 日本自然エネルギー（株）の契約企業数

⁴ 資源エネルギー庁調べ（平成18年度実績）

⁵ 平成19年5月30日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギー対策について」、平成19年11月29日省エネルギー・省資源対策推進会議決定「冬季の省エネルギー対策について」

される CO₂ 排出量を電力量に換算し、グリーン電力証書を使ってグリーン電力で充当する商品も販売されるようになるなど、カーボン・オフセットの手段として民間ビジネスにおけるグリーン電力証書の活用形態は多様化している。

米国における再生可能エネルギー証書をめぐる状況

米国では、再生可能エネルギー証書 (Renewable Energy Certificates、RECs) と呼ばれるグリーン電力証書が発行されている。米国においては、非営利団体である資源ソリューションセンター (The Center for Resources Solutions) によるグリーン E (Green-e) プログラムや環境資源トラスト (Environmental Resources Trust) による認証プログラム等がある。米国の代表的なグリーン電力認証プログラムであるグリーン E による再生可能エネルギー証書の認証は、2003 年以降急速に拡大し、2006 年には前年の約 2 倍である約 88 億 kWh に達している⁶。2004 年には再生可能エネルギー証書による再生可能エネルギーの導入量は、RPS 規制による導入量の 4 分の 1 から 3 分の 1 に達しており、2010 年には約 2 分の 1 に達すると見込まれている⁷。また、スリー・ディグリー・グループ (3Degree Group) 等 27 事業者がグリーン E により認証された再生可能エネルギー証書を販売している⁸。

米国の環境保護庁 (EPA) は、民間事業者や団体等におけるグリーン電力の普及拡大を支援するため、グリーン・パワー・パートナーシップ (Green Power Partnership) プログラムを展開し、参加企業や団体数は約 900 に伸びている。グリーン・パワー・パートナーシップでは、再生可能エネルギー証書の購入上位者ランキングの発表やグリーン・パワー・パートナー・リーダーシップ賞 (Green Power Leadership Award) 等により再生可能エネルギー証書の購入のインセンティブを提供している。また、グリーン電力調達に関する EPA による専門家アドバイスや、EPA のポータルサイトにおける企業や団体等の紹介など情報の提供を行っている。

(3) グリーン・エネルギーをめぐる課題

グリーン電力証書の認知度の向上や取得インセンティブの拡大

グリーン電力証書を購入している事業者数のうち、東証第 1 部上場会社は 51 社 (東証第一部上場会社数の 2.9%) にとどまっており、また、消費者がグリーン電力証書を直接購入している事例も、現時点ではほとんど見られない。グリーン電力証書制度を一層普及拡大させるためには、民間事業者や消費者等のグリーン電力証書に対する認知度の向上を図る必要がある。

また、グリーン電力証書に対する認知度が十分でないことも一因となり、民間事業

⁶ The Center for Resource Solutions "2006 Green-e Energy Verification Report"

⁷ 米国再生可能エネルギー研究所 (NREL) 調べ (2005 年 1 月)

⁸ The Center for Resource Solutions "2006 Green-e Energy Verification Report"

⁹ 平成 19 年 12 月 4 日現在。日本自然エネルギー (株) 調べ。

者等のグリーン電力証書に係る委託契約の対価性が不明確であるという理由で、民間事業者等のグリーン電力証書の取得費用については、税務上一概に寄付金と判断されている運用が多く見られる。民間事業者等におけるグリーン電力証書の取得インセンティブを高めるため、グリーン電力証書の取得費用の税務・会計上の取扱いの実態を整理し、対価性が明確な場合には税務上損金算入を可能とするなどの対策を講ずるべきである。

グリーン電力証書制度の信頼性・透明性の向上

自主的な制度であるグリーン電力証書制度に基づくグリーン電力について今後持続的な導入の拡大を図るためには、グリーン電力の基となる発電設備の認定、発電設備から得られたグリーン電力相当量の認証、及び発電設備の認定やグリーン電力相当量の認証を行う認証機関に対する消費者の信頼性の確保を図るため、グリーン電力証書制度の透明性を向上させていくことが重要である。

また、グリーン電力証書を活用して製品の製造やサービスの提供を行う事業者が、消費者に対する当該製品の製造等に係るグリーン電力の活用実績に関する表現についてのルールについては、各事業者の自主性に任されているところであるが、グリーン電力証書制度への消費者の信頼を確保するために、グリーン電力の活用実績について誇大な表現を防止し、消費者等からの誤解を避けるため標準的な表現方法等を整備する必要がある。

個人向けグリーン・エネルギーの利用拡大

消費者がグリーン電力証書を利用する手段としては、従来、タオル、Tシャツの購入や結婚披露宴等におけるグリーン電力証書を活用したサービスの購入など、グリーン電力証書を活用した製品やサービスを購入する方法が中心であった。このような消費者等によるグリーン電力の利用を促進するためには、消費者等がグリーン電力を用いた製品やサービスを容易に識別できる仕組みが求められる。

また、グリーン・エネルギーの更なる普及拡大には、消費者等がグリーン電力証書を直接購入する機会を拡大することが有効であると考えられるが、このためには、消費者等によるグリーン電力購入に資するビジネスモデルが求められるとともに、グリーン電力証書の複製防止等、消費者等のグリーン電力証書に対する信頼性の確保を図るための管理方法の構築などの対応が必要である。

電力分野以外への拡大

新エネルギーの抜本的な普及拡大のためには、電力分野のみならず、熱利用分野においても食品工場等から発生したバイオガスや太陽熱温水器等から得られた太陽熱等熱分野での推進を行うことが重要である。熱分野では、ネットワーク活用による大規模な設備導入が困難で自家消費や地域的な利活用が中心となること、利用形態が多岐

にわたりの確な熱量の計測の実施が課題となっており、熱利用分野においては自主的なグリーン・エネルギーの利用の促進のためのメカニズムが現時点では存在しない。これらの課題を踏まえ、グリーン・エネルギーの利用の促進のための仕組みの確立に向けた検討が必要である。

省エネルギー法・温暖化対策法における位置付け

グリーン・エネルギーの導入は化石燃料消費の節約や地球温暖化対策の推進に貢献するものである。グリーン電力証書を購入した電気の需要家からは、当該証書を保有し、自らが再生可能エネルギーの導入促進に貢献したことを対外的に公表するに留まらず、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネルギー法」という。）や地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号、以下「温暖化対策法」という。）においては、法律に基づき自らが求めているエネルギー使用の合理化にかかる努力や温室効果ガスの排出の抑制等の努力として、グリーン電力証書の購入を勧奨して欲しいとの意見がある。

3. グリーン・エネルギーの利用拡大策

(1) グリーン・エネルギーの普及・啓発

グリーン・エネルギー・統一マークの整備

グリーン・エネルギーに対する認知度を向上させるとともに、グリーン・エネルギーを用いた製品やサービスに対する信頼を高めることを目的として、グリーン・エネルギーを使用して製造等された製品やサービスであることを消費者等が容易に識別できるよう「グリーン・エネルギー・統一マーク」を制定し、製品の製造等におけるグリーン・エネルギーの使用の事実を確認できる仕組みとして、これを普及させていくことが必要である。そして、将来的には、グリーン・エネルギーの使用実績等を消費者等が確認できる仕組みの構築が期待される。なお、民間事業者等が製品等に統一マークの添付を希望する場合には、統一マークの趣旨にかんがみ、認証機関、証書発行事業者等の違いにとらわれず、共通のマークとして使用されることが望ましい。

グリーン・エネルギー・パートナーシップ(仮称)の創設

グリーン・エネルギーの自主的な導入を促進するため、ビジネス活動における利用促進や消費者の一層の参加等による更なる普及拡大が必要である。民間事業者等の製品やサービス等におけるグリーン・エネルギーの利用を需要サイドから拡大するとともに、グリーン・エネルギーに対する消費者の認知度の向上を図る観点から、グリーン・エネルギーに関する情報交換や共同の広報活動を行うためにグリーン電力のユーザー企業、個人、自治体、NPO等が連携し、「グリーン・エネルギー・パートナーシップ(仮称)」(以下「パートナーシップ」という。)を創設し、国がパートナーシップの活動を支援することにより、官民が一体となってグリーン・エネルギーの利用拡大を進めていく必要がある。

パートナーシップにおいては、グリーン・エネルギーの利用実績の公表、グリーン・エネルギーの普及拡大に貢献した事業者等に対する表彰、共通ロゴマークやキャッチフレーズの活用等による統一的な普及拡大に向けた行動の展開、パートナーシップ参加者間での情報交換の円滑化などの役割が期待される。なお、パートナーシップは、2006年に自治体等におけるグリーン電力の購入を促進するため自治体やNPOが中心となって発足したグリーンエネルギー購入フォーラム等の既存の取組とも連携を図りながら活動を実施することが重要である。

シンボリックな国民参加型のイベントにおける活用

消費者等のグリーン・エネルギーの認知度を高めるためには、国民がグリーン電力証書を身近に感じられるような国民参加型のイベントやスポーツ等の国民の関心が高いイベント等においてグリーン電力証書を活用しながら、グリーン電力証書に対する認知度を向上させていくことが効果的である。また、例えば、パートナーシップと連携を図りながら、官民が一体的にグリーン・エネルギーの利用拡大に取り組むような

統一的な行動を進めていくことも必要である。

証書の小口化やリース等を活用した新たなビジネスモデルの展開

消費者等のグリーン電力証書の利用拡大を図るために、消費者等のカーボン・オフセット需要に対応し、グリーン電力証書が活用されることが期待される。

また、最近では、民間事業者等が購入したグリーン電力証書を活用し、消費者等のエネルギー使用に伴うCO₂排出をオフセットするために、企業ポイント等を活用した決済を行うなど新たなビジネスモデルの展開が見られる。このようなグリーン電力証書の小口ニーズへの対応に向けた取組が一層拡大されることが重要である。

さらに、オフィス機器等のリースに当たり、リース期間中の消費電力に対応したグリーン電力証書を合わせた新タイプのリース商品など、グリーン電力を活用した新たなビジネスモデルが出現した場合には、さらなるグリーン・エネルギーの利用拡大が期待される。

(2) マークを活用した場合の税務上の取扱

税務上の取扱いについては、グリーン・エネルギーの認知度の向上を図るにとどまらず、グリーン・エネルギー・統一マークを制定し、これに対するマーク使用料の広告宣伝費としての対価性が明らかとなれば税務上も損金算入が可能となる。対価性を明らかとするためには、統一マークの使用に当たり、統一マークの使用料と使用回数等の関連付けを明らかとすることが必要であり、この方向に向け更に検討を進めるべきである。

(3) グリーン電力基金の活性化

現在、各地域の産業活性化センター等が運営しているグリーン電力基金の参加者に対するステッカー、カード等の送付や寄付金の使途等をまとめた事業報告書の送付について引き続き実施するとともに、グリーン電力基金のさらなる活性化に向け、消費者等のグリーン電力基金に対する認知度を向上させることが必要である。

そのためには、これまで行われてきた各地域の産業活性化センター等や電力会社のホームページ等でのグリーン電力基金の紹介等の積極的な広報活動に加えて、例えば、パートナーシップ等を活用した認知度の向上が期待される。

(4) グリーン熱証書制度の導入検討

熱計測等を実施するためのモデル事業の実施

バイオマス熱、雪氷熱等といったグリーン熱の導入は着実に進んでいるものの、グリーン熱の利用に当たっては、熱利用量の測定が容易ではなく、十分把握できないのが現状である。そこで、グリーン熱を発生、利用している設備について、熱利用の実態の把握や試行的なモデル事業の実施により、グリーン熱証書制度の運用に当たって

の課題や問題点を整理し、グリーン熱証書制度の導入に向けた具体的な検討が必要である。

電力に準じたガイドラインや利用拡大策の検討

モデル事業の実施から実際のグリーン熱証書制度の導入に当たっては、グリーン電力証書制度と同様に信頼性及び透明性の確保が求められ、本小委員会で検討したグリーン電力証書ガイドラインに準じたガイドラインの検討が必要である。ガイドラインの検討に当たっては、熱分野という利用形態の多様性や熱量の適正な計測の難しさ等を踏まえ、表現方法や熱量の計測に関する課題などを十分に検討することが必要である。また、グリーン熱証書制度に対する普及啓発や税務・会計面での取扱いの検討などの利用拡大策についても、グリーン電力証書制度に準じた検討が必要である。

(5) 国・地方自治体におけるグリーン電力の利用拡大

グリーン電力の普及拡大のためには、民間事業者や消費者等による利用拡大のみならず、国や地方自治体における利用拡大も重要である。

国においては、温室効果ガス等の排出の削減に対する先導的な取組を示すためにも、夏季・冬季の省エネ対策や政府主催のイベント等において、ガイドラインに適合したグリーン電力証書を購入し、グリーン電力の利用拡大に貢献していくことが期待される。

また、地方自治体においても、各自治体における先導的な地球温暖化対策への取組を示すため、電力調達の際に環境配慮契約法の趣旨に沿ったグリーン電力証書の活用やグリーン購入の一環として購入する電力の一部に相当するグリーン電力証書の購入のほか、自治体主催のイベント等におけるグリーン電力証書の積極的な活用を図っていくことが期待される。

(6) 住宅用太陽光発電分野におけるグリーン電力証書の活用

家庭における再生可能エネルギーの普及策として重要性の高い住宅用太陽光発電分野においては、1件の設備容量が他電源に比べ相対的に小さいことから、設備認定やグリーン電力相当量の認証の経費コストが相対的に大きくなっている。その結果、住宅用太陽光発電によるグリーン電力証書は、他電源によるグリーン電力証書に比べ相対的に割高となり、現在住宅用太陽光発電によるグリーン電力証書は十分な活用が行われていない。しかしながら、今後普及が見込まれる住宅用太陽光発電分野におけるグリーン電力証書の活用を目的に、本分野に限り設備認定やグリーン電力相当量の認証の要件を緩和することは、制度全体に対する消費者等の信頼性の確保の観点から、適当ではない。

今後は、設備認定手続やグリーン電力相当量の認証手続を低コストで実現できる太陽光発電システムが求められている。また、太陽光発電システムの製造事業者、自治

体、NPO等が中心となって、まとめて実施することにより効率的な設備認定やグリーン電力相当量の認証を可能とする仕組みを構築するとともに、グリーン電力証書を活用したビジネスモデルの構築を図ることが期待される。国もこのような取組を支援していくべきである。

4 . グリーン電力証書制度の信頼性・透明性向上に向けた対応策

(1) グリーン電力証書ガイドラインの整備

我が国におけるグリーン電力証書制度の健全な発展を通じた再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的として、グリーン電力証書制度の公平性、透明性及び信頼性の向上、消費者保護等の観点から、望ましいグリーン電力証書制度の在り方を示すためグリーン電力証書ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の検討を行い、別添のとおりまとめたところである。認証機関、証書発行事業者、グリーン電力相当量の保有者、グリーン電力発電事業者等の関係者がガイドラインに従い適切なグリーン電力証書制度の運用を行うことが期待される。

なお、R P S 法に基づき認定を受けた発電設備から R P S 相当量が小売電気事業者に販売されている場合、認定を受けた発電設備から発生した新エネルギー等電気が R P S 法に基づく義務履行届出に利用されている場合等、現行グリーン電力証書の発行が認められていない場合にもガイドライン上、グリーン電力証書の発行の対象とすべきであるとの議論もあったが、今般のガイドラインの制定においては、現時点では現行の取扱を見直すことはないとの結論になった。

(2) 適切な証書管理システムの構築

民間事業者等による製品の製造やイベント等で使用する電力をグリーン電力で発電されたとみなすことを目的としたグリーン電力相当量の充当（例えば、統一マークの商品への添付や環境報告書における記載）について、そのタイミングや方法は、一様ではない。一方で、グリーン電力証書制度の信頼性を維持するには、実際に認証された電力量と発行されたグリーン電力証書に記載されたグリーン電力相当量が一致することが担保されていなければならない。

今後、グリーン電力証書制度の社会的認知が高まることが期待されている中で、取引量の増加、小口決済等の取引形態、グリーン電力相当量の充当する方法の形態が多様化することが予想され、このような状況下でも適切にグリーン電力証書の保有者が管理されていることが重要である。省エネルギー法、温暖化対策法等におけるグリーン電力証書の取扱にも留意しながら、信頼性のあるグリーン電力証書の管理システムの在り方について、引き続き検討していく必要がある。

5 . グリーン・エネルギー利用拡大に向けた今後の検討課題

(1) 省エネルギー法・温暖化対策法等におけるグリーン電力証書の位置付けに係る検討

グリーン電力証書を購入した電気の需要家の要望を踏まえ、省エネルギー法においてガイドラインに適合するグリーン電力証書を省エネルギーの取組として位置付けることを検討していく必要がある。さらに、グリーン電力の普及が温暖化対策としての効果を有することから、省エネルギー法の検討を踏まえ、自主行動計画や温暖化対策法への位置付けについても検討していく必要がある。

その際には、認証機関や証書発行事業者の公平さや透明性、重複認証やグリーン電力証書の二重発行の防止、発行済みグリーン電力証書の重複使用の防止、同一設備の重複認定の防止等、省エネルギー法・温暖化対策法等の制度に位置付けるために、グリーン電力証書の管理の厳格性を確保することが必要であり、必要に応じてガイドラインの見直し等の措置を講じるべきである。

また、特に、温暖化対策法との関係では、グリーン電力証書によるCO₂排出抑制効果が、グリーン電力証書を有する特定の需要家のCO₂排出抑制に充当される一方で、当該グリーン電力証書に見合うCO₂排出量が他の需要家に上乗せされることとなる。そうした需要家間の排出量の調整を電気事業者のCO₂排出係数を用いて行おうとする場合には、需要家のCO₂排出量と電気事業者のCO₂排出係数の算定方法等を検討する必要がある。

(2) グリーン電力証書の取得に係る税務・会計面の在り方の更なる検討

上記検討に合わせ、民間事業者等によるグリーン電力証書の取得について税務・会計面での取扱の更なる検討を進めるべきである。

新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会
委員名簿

(委員長)

山地 憲治 東京大学大学院工学研究科 教授

(委員)

牛山 泉 足利工業大学 学長

小原 昌 東京都環境局環境政策部 副参事

工藤 拓毅 財団法人日本エネルギー経済研究所 地球・環境ユニット総括

桑原 康浩 ソニー株式会社 総務センター エネルギーソリューション担当部長

佐藤 泉 弁護士

麴谷 和也 グリーン購入ネットワーク 事務局長

(佐藤 博之 グリーン購入ネットワーク 事務局長(第3回まで参加))

高橋 俊行 社団法人日本ガス協会 エネルギーシステム部長

中村 成人 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 常務取締役

三野 治紀 日本自然エネルギー株式会社 代表取締役社長

三村 光代 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 監事

村松 衛 電気事業連合会 企画部長

森本 弘 シャープ株式会社 環境安全本部長

(五十音順 敬称略)

新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会 審議経過

第1回（平成20年2月8日）

- 1．グリーンエネルギー利用拡大小委員会の公開について
- 2．グリーンエネルギーをめぐる現状について
- 3．委員からのプレゼンテーション
 - (1) 小笠原 潤一 委員代理（財団法人日本エネルギー経済研究所 戦略・産業ユニット 電力・ガス事業グループ グループリーダー）
 - (2) 三野 治紀 委員
- 4．グリーンエネルギーの利用拡大に係る論点について

第2回（平成20年2月29日）

- 1．委員、有識者からのプレゼンテーション
 - (1) 森本 弘 委員
 - (2) 塚脇 正幸 氏（日本風力開発株式会社 代表取締役社長）
 - (3) 高橋 俊行 委員
 - (4) 飯田 哲也 氏（特定非営利法人環境エネルギー政策研究所 所長）

第3回（平成20年3月10日）

- 1．グリーン電力証書ガイドライン（素案）について

第4回（平成20年4月2日）

- 1．グリーン電力証書ガイドライン（案）について
- 2．報告書（骨子案）について

第5回（平成20年4月21日）

- 1．グリーン電力基金の現状等について（村松委員からのプレゼンテーション）
- 2．グリーンエネルギーの普及拡大策について
- 3．グリーンエネルギー利用拡大小委員会報告書（案）について

第6回（平成20年5月14日）

- 1．グリーンエネルギー利用拡大小委員会報告書（案）について

グリーン電力証書ガイドライン（案）

第1章 総則

1. 本ガイドラインの位置付け

グリーン電力証書ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、民間で自主的に取り組まれているグリーン電力証書制度について、その公平性、透明性及び信頼性の向上、消費者保護等の観点から、望ましいグリーン電力証書制度の在り方を示し、もって我が国におけるグリーン電力証書制度の健全な発展を通じた再生可能エネルギーの普及拡大につなげることを目的とするものである。

2. 用語の定義

(1) グリーン電力

本ガイドラインにおいて、「グリーン電力」とは、第3章に基づく認定を受けた発電設備を用いて再生可能エネルギーを変換して得られる電力をいう。

(2) グリーン電力相当量

本ガイドラインにおいて、「グリーン電力相当量」とは、企業や個人等が製品の製造、事務所等の業務分野における活動、行事の開催等（以下「製造等」という。）で使用するグリーン電力以外の電力について、当該電力がグリーン電力で発電されたとみなし、環境報告書等への記載をはじめとする顧客、一般消費者等に対する自主的な情報提供において対外的に表現することができる量をいう。

(3) グリーン電力証書

本ガイドラインにおいて、「グリーン電力証書」とは、認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書をいう。

(4) 認証機関

本ガイドラインにおいて、「認証機関」とは、本ガイドラインに基づき、発電設備の認定及びグリーン電力相当量の認証を行う法人をいう。

(5) 認定

本ガイドラインにおいて、「認定」とは、認証機関が本ガイドライン第3章に適合していることにつき、所定の認定書を発行することをいう。

(6) 認証

本ガイドラインにおいて、「認証」とは、認証機関が本ガイドライン第4章に適合していることにつき、所定のグリーン電力相当量認証証明書を発行することをいう。

(7) 証書発行事業者

本ガイドラインにおいて、「証書発行事業者」とは、本ガイドラインに基づき、認証機関により発行されたグリーン電力相当量認証証明書によりグリーン電力証書を発行する事業者をいう。

(8) グリーン電力発電事業者

本ガイドラインにおいて、「グリーン電力発電事業者」とは、認証機関により認定を受けた発電設備によりグリーン電力を発電する事業者をいう。

(9) 統一マーク

本ガイドラインにおいて、「統一マーク」とは、認証機関が定め、製造等に使用した電力がグリーン電力であることを表現する標章をいう。

(10) R P S 相当量

本ガイドラインにおいて、「R P S 相当量」とは、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項の「新エネルギー等電気相当量」をいう。

第2章 認証機関に関する事項

1. 認証機関の要件

認証機関は、業務の公平性、中立性及び透明性を確保するため、以下に掲げる要件を満たす。

- (1) 発電設備の認定及び認定を受けた発電設備を用いて得られる電力量の認証に係る業務を的確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - 経理的基礎に係ること
 - ・債務超過の状態にないこと
 - ・認証業務を適確かつ円滑に実施するために必要な資力を有していること
 - 技術的能力に係ること
 - ・認証業務を行うために十分な知識や経験を有する者を必要な数有していること
- (2) 特定の者に支配されていないものその他認証業務の実施が不公正になるおそれがないこと
 - 認証業務の実施に係る組織及び認証業務の手順が次に掲げる事項に適合するよう整備されていること
 - ・特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
 - ・グリーン電力証書の発行を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- (3) 公平、中立な外部専門家により認定及び認証に係る業務の監査等が行われる体制を有すること
- (4) 必要に応じて有識者の意見を聴取する体制を有すること

2. 認証機関の業務

認証機関は、以下の業務を行う。なお、認証機関は、一部の業務を他の法人に委託することができる。

- (1) 発電設備の認定及び認定書の発行
- (2) グリーン電力相当量の認証及びグリーン電力相当量認証証明書の発行
- (3) 認証を行ったグリーン電力相当量の管理
- (4) 統一マークの管理（認証機関が統一マークを定めた場合）

3. 証書発行事業者からの情報提供

認証機関は、認定後に証書発行事業者からグリーン電力証書に関する情報（グリーン電力証書の発行先やグリーン電力相当量等）の提供を受けてグリーン電力制度の公平性、透明性及び信頼性の向上を図る。

4．情報公開

認証機関は、以下の情報を自らのホームページ等で公表する。ただし、法律上保護される営業秘密や個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- (1) 認定及び認証業務の概要（認証機関の組織図、認定及び認証業務のフロー、業務監査体制、業務に従事する者の技術的能力及び従事者数等）
- (2) 認定及び認証に係る申請手続の方法（申請書類、申請窓口等）
- (3) 認定及び認証に必要な具体的な基準
- (4) 認定を行った発電設備の名称、所在地、発電方法、発電容量等
- (5) 認証を行ったグリーン電力相当量
- (6) 業務の監査等及び有識者からの意見聴取の実績
- (7) 財務状況に関すること（貸借対照表等）
- (8) 統一マークの使用許諾基準（統一マークを定めた場合）
- (9) 文書の保存に関する規程

5．文書の保存

認証機関は、文書の保存に関する規程（保存する文書、保存期間等）を整備する。

6．重複認証の防止

認証機関は、認定を受けた発電設備からR P S相当量が小売電気事業者に販売されている場合、認定を受けた発電設備から発生した新エネ等電気がR P S法に基づく義務履行届出に使用された場合や他の認証機関からグリーン電力相当量として認証されている場合等、重複してグリーン電力相当量として認証することのないよう適切な方法で確認を行う。

7．統一マーク

認証機関は、グリーン電力証書に関する消費者等の認知度の向上や信頼性の確保のため、製品等に添付可能な統一マークを定めることができる。

企業等は、製造等で使用されるグリーン電力以外の電力について、グリーン電力で発電されたとみなして環境報告書等への記載をはじめとする顧客、一般消費者に対する情報提供等において対外的に表現した（以下「グリーン電力相当量で充当した」という。）際には、当該電力がグリーン電力であることを表現するため、統一マークを使用することができる。

- (1) 統一マークの権利帰属

統一マークに係る財産的権利は認証機関に帰属するものとし、認証機関は統一マークを定めた場合は使用許諾基準を定める。なお、認証機関は、他の認証機関から統一マーク使用について、通常実施権の許諾を求められた場合には、これを拒まない。

- (2) 統一マークの使用基準

統一マークを使用する者は、グリーン電力を使用した範囲や使用電力量に占めるグリーン電力相当量の割合を表示する。なお、物理的制約等で直接に記載することが難しい場合には、ホームページ等において、これらの情報を第三者に開示する。

(3) 統一マークの使用の手続

統一マークを使用しようとする者は、証書発行事業者を通じて事前に認証機関に対して、統一マークの使用目的、使用方法、使用媒体、使用数量及びこれに充当するグリーン電力相当量につき申請を行い、使用許諾を受ける。

統一マークの使用許諾に関して、認証機関は優越的な地位を濫用してはならない。統一マークを使用した者は、使用目的、使用方法、使用媒体、使用数量及びこれに充当したグリーン電力相当量を認証機関に報告する。

統一マークを不正に使用した者に対しては、認証機関が権利行使を行う。

第3章 発電設備の認定

1. 認定の要件

認証機関は、以下に掲げる要件をすべて満たしている場合に、発電設備の認定を行う。

- (1) 認定の申請に、発電設備の構造図及び配線図又はこれらに類するものが添付されていること
- (2) 認定の申請に係る発電設備により得られた電気の量を計量するための電力量計については、計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号に規定する電力量計であること
- (3) 発電設備を認定することが再生可能エネルギーの普及拡大に資するものであること
- (4) 発電設備の設置・運用及び環境保全に関する法令違反があると確認されないこと

2. 認定書の発行

認定の申請は、発電設備の認定に関する具体的な基準に適合していることを確認し、基準に適合している場合に申請を行った証書発行事業者に対して認定書を発行する。ただし、提出された申請情報だけでは基準への適合の判断が出来ない場合においては、適宜、実地調査等を行うものとする。

3. 認定の変更

認定を行った発電設備について、申請を行った証書発行事業者から発電方法等に変更がある旨の申請があった場合には、認証機関は、速やかに認定の変更を行う。

4. 認定基準の策定

認証機関は、発電設備の認定に関する具体的な基準を定める。

第4章 グリーン電力相当量の認証

1. 認証の要件

認証機関は、認定を行った発電設備により発電された電力量について、グリーン電力相当量の認証を行う。

2. グリーン電力相当量認証証明書の発行

(1) 適正な計量

グリーン電力発電事業者において、発電電力量の計量が計量法第10条第1項に基づき適正に行われている場合、認定を行った発電設備から発電された電力量（電気事業者の系統に供給されるもの及びグリーン電力発電事業者自らが消費するものを含む。）に係るグリーン電力相当量について、申請を行った証書発行事業者に対してグリーン電力相当量認証証明書を発行する。

(2) 発電補機での消費電力等の取扱

グリーン電力発電事業者自らが電気を消費する場合は、発電に直接必要な発電補機での消費電力量、変圧器等の送電補機での消費電力量を除いて認証を行う。

(3) 化石燃料の混焼の取扱

化石燃料の補助燃料を必要とするバイオマス発電からのグリーン電力相当量については、発電電力のうちバイオマス発電分に相当する電力量のみを認証する。

3. 認証基準の策定

認証機関は、グリーン電力相当量の認証に関する具体的な基準を定める。

4. グリーン電力相当量の管理

認証機関は、認証したグリーン電力相当量について、例えば1kWh単位でシリアルナンバーを付す等により適切に管理を行う。

第5章 証書発行事業者

1. グリーン電力証書の記載事項

証書発行事業者は、発行するグリーン電力証書に以下の事項及び証書発行事業者が必要と判断するその他の事項を記載する。

- (1) グリーン電力相当量
- (2) 発電種別
- (3) 発電期間
- (4) 証書発行事業者名
- (5) 認証機関名
- (6) グリーン電力相当量のシリアルナンバー

2. 認定の変更

証書発行事業者は、認定を受けた発電設備について、発電方法等に変更がある場合には、グリーン電力発電事業者から情報の提供を受けて、速やかに、認証機関へ認定の変更の申請を行う。

3. 情報公開

証書発行事業者は、以下の情報を自らのホームページ等で公表する。ただし、法律上保護される営業秘密や個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- (1) 契約しているグリーン電力発電事業者の名称、所在地、発電種別、発電容量
- (2) 認証を受けたグリーン電力相当量（認証機関名、認定を受けた発電設備の名称、発電種別、発電期間、グリーン電力相当量等）
- (3) グリーン電力証書の発行先、発電種別、グリーン電力相当量等
- (4) 財務状況に関すること（貸借対照表等）

4. グリーン電力証書の発行先に対する情報提供

証書発行事業者は、グリーン電力証書の発行先の求めに応じ、グリーン電力証書の基となった認定を受けた発電設備の名称、発電種別、発電期間、グリーン電力相当量に関する情報を提供する。

5. グリーン電力証書の二重発行の防止

証書発行事業者は、同一のグリーン電力相当量を基にして2以上のグリーン電力証書を発行しない。

6. グリーン電力証書の発行先の認証機関への報告

証書発行事業者は、グリーン電力証書の発行先及び発行に係るグリーン電力相当量を認証機関に報告する。

第6章 グリーン電力相当量の保有者

1. グリーン電力相当量の表現方法に係る留意点

グリーン電力相当量の保有者がグリーン電力相当量につき表現を行う際は、以下の点に留意する。

- (1) 製造等で使用されるグリーン電力以外の電力を、一度、グリーン電力相当量で充当した場合には、他の用途へ当該グリーン電力相当量を充当することはできない。
- (2) 製造等で使用される電力についてグリーン電力相当量で充当した事実の表現は、グリーン電力相当量の誇大な表現や他者の誤解を招く表現であってはならない。
- (3) 製造等で使用される電力についてグリーン電力相当量で充当した事実の表現に当たっては、グリーン電力を使用した範囲やグリーン電力相当量(kWh)を記載することができ、また、全体の使用電力量に対する割合(%)についても記載することができる。なお、物理的制約等でグリーン電力を使用した範囲やグリーン電力相当量(kWh)を直接に記載することが難しい場合には、ホームページ等において、これらの情報を第三者に開示する。
- (4) グリーン電力相当量を自主的にCO₂削減量等に換算して表現する場合には、グリーン電力をCO₂排出のない電気とみなし、適正な排出係数等を使用して換算する。

第7章 グリーン電力発電事業者等

1. グリーン電力発電事業者

(1) グリーン電力相当量の表現方法に係る留意点

グリーン電力発電事業者は、グリーン電力相当量につき認証を受け、当該グリーン電力相当量に係るグリーン電力証書を他者が保有した場合には、自主的な情報提供において、引き続き当該グリーン電力相当量を有すると他者の誤解を招く表現をしてはならない。

(2) 認定の変更

グリーン電力発電事業者は、認定を受けた発電設備について、発電方法等に変更がある場合には、速やかに、証書発行事業者に対し情報の提供を行う。

2. グリーン電力発電事業者から電力を購入した者

グリーン電力発電事業者から電力を購入した者又はグリーン電力発電事業者自身が、その電力の一部又は全部について、グリーン電力相当量を保有していない可能性がある場合にあっては、環境報告書等において地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)に基づき自社のCO₂排出係数やCO₂排出量を公表するに際し、当該係数や排出量は温対法に基づく算定・報告・公表制度における算定方法により算出されたものであり、グリーン電力相当量を保有していないグリーン電力もその算定に含む可能性がある旨付記すること。